

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第 7 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	(1) 第 6 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について （その 4） (3) その他
日 時	平成 2 3 年 1 1 月 2 7 日（日） 午後 1 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出席委員氏名	立本 英機、鎌野 邦樹、富所 富男、瀧 和夫、 石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、 大柴 由紀、笹木 勝利、知久 浩、千葉 美佐子、 平井 和子、古橋 秀夫、松島 高士、柳 掬一郎、 横張 一郎、石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、 小俣 文宣、小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、 鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠席委員氏名	恵 小百合、岡田 稔、青木 重、小暮 正男
事務局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、高 橋 宏之（清掃第一課長補佐）、大和 一夫（関宿クリーンセ ンター長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼補佐兼 収集係長）、菅野 透（清掃計画課長補佐）、柳 正幸（清掃 計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、 知久 友行（清掃計画課主任技師）、小沼 京治（清掃計画課 主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、岡田 勇貴 （清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	9 名
議 事	平成 2 3 年度第 7 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻になりましたので、これより第7回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本審議会は公開となっておりますので、傍聴人の方がおいででしたら入っていただいでください。

(傍聴人入場)

立本会長

傍聴人の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴券の裏に注意事項等が書いてあると思いますが、それを守っていただき、会議がスムーズにいくようにご協力をお願いしたいと思います。

最初に事務局より発言を求められております。

清掃計画課長補佐

事務局より、本日の議事進行前に何点がご報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち26名出席をいただいています。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立をご報告申し上げます。本日の欠席委員ですが、恵委員、岡田委員、青木委員、小暮委員の4名が所用のため欠席でございます。なお、小倉委員より遅参の報告を受けてございます。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。既に2回に分けて郵送した資料に加え、お手元に第6回審議会の会議録の議事録署名の写しと、松島委員、笹木委員、小室委員からの提案書面、自治会回覧及び公共施設備え付け用の第5回並びに第6回審議会の報告、減量目標等ごみの予測の資料を追加しています。なお、会議録の前回の内容でございますが、議事録署名委員から漢字変換の誤りのご指摘がございましたので、事務局でおわびの上訂正させていただきます。

本日も議事録作成のために録音しております。なお、本日の会議につきましては、3名の傍聴の申し出がございましたので、あらかじめ入室を許可してございます。

会議に先立ちまして事務局からの報告事項は以上ですので、このあとの議事進行は立本会長のほうでよろしく願いいたします。

2 議事

(1) 第 6 回審議会の審議結果等について (報告)

(2) 野田市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) について (その 4)

立本会長

最初に、第 6 回審議会の審議結果につきまして、すでに郵送等で届けられたと思います。各自目を通していただいて、事務局からの説明は省略させていただきます。会議録等は野田市のホームページ等で公表されていますので、参考にしていいただければと思います。また、議事録署名委員からの訂正につきましては先ほどの事務局からの説明で報告ということにさせていただきたいと思います。

今日は、野田市一般廃棄物処理基本計画について、前回の続きから進めたいと思います。続きというのは、資料 7 - 2 - 1 の 5 ページ以降から終わりまで進めたのち、最初に戻って追加の意見、提案等を受けたいと思います。

5 ページの「ごみ処理システムの整備・拡充」という大項目から前回と同じように確認をしながら進めたいと思います。

まず、「ごみ処理システムの整備・拡充」では、ごみ処理の現状を再検討し、処理システムの構築を図る。新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設けるということです。何をするかというと、「新清掃工場の建設」、「新不燃物処理施設の建設」、「公害防止対策の徹底」と「生ごみ処理施設整備の検討」ということで、「堆肥化」、「乾燥」、「HDM システム等による減容化」とし、「焼却灰のリサイクル推進」、「最終処分場の建設」ということでご意見等をいただきたいと思います。

最初に、資料の 7 ページの次の江原委員から提案についてご説明をお願いしますか。

江原委員

新清掃工場の建設に関する候補地選定については今後の基本計画の中身として話したいと思います。骨子案の項目の「新清掃工場の建設」は、このままで結構です。「新不燃物処理施設の建設」は、既に作っており、「公害防止対策の徹底」も骨子案の項目としては結構です。ここに書いてあるのは、目を通していただき、次の参考にしていいただければありがたいと思います。

「生ごみ処理施設整備の検討」の 3 項目とも結構だと思いますが、検討する中で堆肥の塩害の対策があるので、コンポストの場合はチェックする必要があります。また、乾燥、HDM システムは設備費、事業費、経費がかかるので、項目はこのとおりで結構ですが、検討する必要があります。「焼却灰のリサイクル推進」、「最終処分場の建設」も今回の候補地の選定の答申ということで、項目のみを残すということでよいと考えます。

石原委員

「生ごみ処理施設整備の検討」で「検討」となっておりますが、処理施設の整備に向けて、専門委員会あるいはプロジェクトチームを設置するなど、具体的にし、学校給食の生ごみの堆肥化や事業別の対策があるため、「検討」ではなく、「整備に向けての専門委員会を設置」と訂正していただけたらと思います。

立本会長

ありがとうございました。皆さんの提案書類を先に処理しようと思いましたが、前後しました。今の発言は生きているということで、順番が前後しますが小室委員、説明をお願いします。

小室委員

提案に関してはお読みいただければいいかと思います。ただ、「生ごみ処理施設整備の検討」で、この審議会としては、生ごみの堆肥化について、推進するか否かという方向性を決定してからの検討か、堆肥化を前提とした検討か明確にしたほうがいいかと思います。

立本会長

事前提出資料の説明で笹木委員お願いいたします。

笹木委員

タイトルに「ごみ処理システム」とありますが、システムとなるとごみの発生の抑制から最終処分までのプロセスと考え、最初に「ごみ発生の抑制」とし、次に、「生ごみの減量処理施設」としました。「生ごみの減量処理施設」の中身はいただいた資料と変わっていませんが、乾燥により約5分の1になると言われており、乾燥したものを肥料化することでさらに減量すると思い、あえて言わせていただきました。「HDMシステム」は、24時間で90%ぐらい水分が飛んで減量できる有効な処理方法だと思います。事務局でもこの効果を調べてあれば、あとで説明していただきたいと思います。

次の「新清掃工場の建設」の1つは公害防止として自主基準を設けていなければ、東京都をはじめ各自治体が自主基準値を設け厳しく濃度並びに物質のアイテムを追加しており、住民説明の説得の材料になるという気がしてここに書きました。

「不燃物処理施設」は、圧縮減容化を現在やっているなら構いませんが、あえて書かせていただきました。

立本会長

大枠で最初に示した案と代案が出ました。手順が前後しているということで

笹木委員が提案された内容と、原案に大きな差はございませんが、書き方、順序等が変わっております。笹木委員の提案、原案どちらにいたしますか。

江原委員

項目を上にしたほうがいい、下のほうがいいということですが、骨子案としては最初のままでいいと思います。各項目でブロックがほかのブロックにいくというときに話が出てくるべきで、詳細については検討していろいろ意見が出てくるとは思いますが、骨子案としては最初のままでいいと思います。

古橋委員

以前の審議会で私も文書で「ごみゼロ推進市民会議を創設する」という提案をしています。名称としては先ほどは専門委員会という表現でしたが、同じベクトルで石原委員と同じ考えを持っています。「処理システムの検討の場を設ける」と書いてありますが、表現が弱いので明確に入れるべきだと思います。

松島委員

プロジェクトチーム、専門委員会は前回会議で確認させてもらったと思いますが、項目ごとではなくて、3ページの「ごみ減量・リサイクルの推進」の「プロジェクトチーム、専門委員会等の設置」でひとくくりにすると確認しました。ですので、実際に実行部隊を組むときは、それぞれの部会を設けるという認識でよいと思います。

生ごみ処理施設は「検討」を削除して「設置する」と同じ意見です。

立本会長

順番は笹木委員の案と前後しますが、今のところ骨子案どおりでいいのではないかという意見がございますので骨子案どおりでよろしいですか。

（異議なし）

立本会長

それでは骨子案どおりにさせていただきます。専門委員会は3ページに書いてありますので、そちらで総括するというところでよろしいですか。

（異議なし）

立本会長

ありがとうございます。

江原委員

５ページの「生ごみ処理施設整備の検討」を「実施」ということに置き換えれば問題ないと思います。いずれにしても骨子案も全部検討会を実施をしなければいけないことですが、文章でとらえると「検討」というのが生ぬるいというのが大半出てくると思います。

立本会長

５ページの「生ごみ処理施設整備の検討」あるいは「設置」を入れるかということですが、「生ごみ処理施設の整備」で切ってもいいでしょうか。

（異議なし）

立本会長

それでは切りましょう。

長南委員

「生ごみ処理施設整備の検討」となると、前回４ページの「生ごみのリサイクル」で「生ごみの分別回収・資源化」を「（堆肥化）の早期実施」となったことと整合性が取れないので、「検討」は取らないとまずいと思います。

立本会長

それでは「生ごみ処理施設の整備」というところで切らせてください。

（異議なし）

立本会長

もう一つ、「公害防止対策の徹底」の下に「堆肥センター活用の推進」を提案したいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

立本会長

では、「堆肥センター活用の推進」という文言を入れさせてください。そのほかに何かないでしょうか。

鎌野委員

今の「公害防止対策の徹底」で、もう少し幅広く、清掃工場あるいは新不燃物処理施設の整備というときに、周辺の景観とかを含めて、アメニティとか心

地よさという意味で、例えば「公害防止・環境配慮対策の徹底」ということで広げたほうがいいのかなということです。「公害防止」にそういうことが含まれていますし、今回の基本計画は一般廃棄物の処理で環境アセスにも書かれるので、比較的弱い提案です。

長南委員

これは 10 年間の基本計画で、「新不燃物処理施設の建設」は既に着工に入っていますので、今さら議論はできないと思います。今のご提案は 7 ページの「緑化の推進」、「自然エネルギー云々」の項目のほうに組み込めばいいのではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。今の意見は 7 ページに含ませていただくということにさせていただきます。

それでは、6 ページの「環境保全意識の普及啓発」です。市民、事業者、行政の三位一体によるごみの適正処理、減量・リサイクルに関する施策の立案・実施ということで、「環境教育の推進」、「環境学習の推進」、「啓発活動の充実」があり、具体的には「環境教育の推進」では「学校給食の生ごみ堆肥化」、「環境美化を实践した児童・生徒への表彰制度の設立」、「副教本の充実」、「ごみ処理施設における環境教育の实践」、「環境学習の推進」では「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」、「ごみ処理施設の見学の実施」、「啓発活動の充実」では「広報・指導啓発の強化」、「ホームページ、分別シート等による啓発」になります。また、「グリーン購入の推進」、「催事におけるごみ減量・リサイクルの実施」、「緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）」、「自然エネルギーの活用（清掃工場の太陽光発電等）」ということです。

提案書類について、まず江原委員から説明をお願いします。

江原委員

「環境教育の推進」の 4 つの項目は、現在野田市で実行されているので、この骨子案の項目で結構です。

「環境学習の推進」で「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」の項目としては結構ですが、細部として書かせていただいたのが、廃棄物減量等推進員は市から各自治会に推薦依頼し任命、報酬として 300 円 / 世帯・年を推進員に市から支払っており、自治会はノータッチになるところが多い。自治会の中に推進員を置くことで組織が自治会と一体になりごみ減量につながります。私の自治会も 650 世帯あり、推進員の話でも一体化したほうがいいというのがほとんどでした。「ごみ処理施設の見学の実施」の項目はいいと思います。ただし、性能試験や精密機能検査の立会実施を入れてほしいと思います。なぜかというと、

住民には結果だけで、数字でわからないごみ焼却場の欠点が知らされないのです。

「啓発活動の充実」は、この骨子案の項目でよいと思います。

「自然エネルギーの活用」も項目はよいのですが、設備及び事業費がかかるので、このままもしくは検討事項と入れれば結構だと思います。

立本会長

提案で「環境学習の推進」の「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」についてはもう1つ別に設けることになるのですか。

江原委員

具体的に自治会の中に廃棄物減量等推進員を組み込むというほうがいいと思います。

那須野委員

推進員の当事者として、前回、自治会がノータッチで困ると説明しました。推進員は報酬をいただいているから適当にやればいいと言う自治会長もいたという報告もあり、自治会に組み込めればいいが、自治会は自主的な地域団体で、推進員は自治会の推薦を経ています。環境部という行政の直属で活動が自主的には動かない、そこに1つ根本的な問題があります。

それで、今の議論ですが、自治会の中に入る、入らないは自治会とその地区の推進員が自覚を持って、その地域にあった自治会運営を話合うしかないと思います。私は自治会の構成員であり、自治会の中に推進員の補助員を置いて、自治会の役員として活動してもらっています。あくまで自治会の活動に推進員が必要な自治会は必ず入れる、推進員としても自治会長の協力がほしい場合は、自治会に入り込むということで推進員の代表者会議でもお願いしています。そういう活動の方法を自治会あるいは推進員が持てば、この原本のとおりでいいと思います。

長南委員

江原委員からの提案ですが、1つは、項目はいいが、項目の明記、説明、改定やもっと詳しくという話がありました。前回の基本計画の概要版を皆さんいただいていると思いますが、項目に対して具体的な説明文を基本計画の中に書くのです。項目について、あとでちゃんとした計画になれば文書がついてくることをご理解いただいたほうがいいと思います。

2つめに、自治会と減量等推進員の関係は前回議論があり、5ページで「廃棄物減量等推進員活動の支援活性化」と結論が出ているわけですから、改めて議論をするようなことではないと思っています。

3つめは、江原委員の提案の中で、「環境学習の推進」の小項目で「ごみ処理施設の見学の実施」について、性能試験及び精密機能検査の立会実施ということですが、ここでいう「環境学習の推進」は、例えば児童・生徒、子どもが学校教育でごみ処理施設の見学をすとか、市民がごみ処理施設の見学をして環境学習を進めるということで、立会実施や性能試験は関連性がないことだと思います。

立本会長

江原委員の性能試験の立会は、私も長南委員が言われたことではないかなと思っています。施設の見学というのは、見学順路で施設の方が生徒に施設の説明をしたり、そこで作文を書いたりというのが実態だと思います。江原委員の言われていることをもう少し説明してください。

江原委員

まず、自治会と推進員については、前回あとで項目が出てくるのでそこで説明させてくださいということになっていますので、既にやったというのは違ってきます。

もう1つ、「ごみ処理施設の見学実施」は学校だけではなく、一般市民も見学できるはずですが。一般市民も含めた見学で施設の見学路を見るだけで、一般市民は素人なので中身を見ても分からないと言われればそれまでですが、その中で性能試験とか精密機能検査の立会実施としたのは、説明で見ただけでは設備が本当にいいのか、性能どおりかをつけ加えたいために見学の実施の中に入れました。別枠を設けて「性能試験及び精密機能検査の立会実施」という項目を新たに入れてもらっても結構です。

長南委員

廃棄物減量等推進員との関係を先送りにした件は確かにそういうお話でした。ただし、これは、例えば、お金の支払いを市から自治会を通して推進員に払うとか、そういったことは、例えば所得の申告とかを検討した上で今の制度になっているので、この会議で結論づけるみたいなことは、実際にやっている行政にそれぞれの関係機関、団体と協議をして齟齬のないようにやっていただければいいと思いますので、このような書き方はされないほうがいいと思います。

性能試験の話は、市民の見学と学習ということも申し上げており、子どもたちだけではございません。性能が正しく出ているのかは市民として監視をしなければいけないし、行政もチェックをしなければいけないわけですが、環境学習の中でやるものではないと思います。今まで、野田市の清掃工場では、保全協議会などの中で市民参加のチェックをしたり、行政から報告を受けたり、本

当に安全に運転しているかとチェック機能を果たしてきているのでそれでいいと思います。それは行政と例えば清掃工場を作るということになった地元、関係団体も含めてチェック機関をつくればいいわけですから、そこまで書くことはないと思います。

石塚委員

廃棄物減量等推進員と自治体の関係で、自治会の立場から言わせていただきますと、ここに書かれている項目で基本的にいいと思います。というのは、今までこういう問題で具体的に話し合ったことはなくて、急にといってもなかなかできる問題ではないと思います。個人的には、推進員は自治会の組織に入れるべきだと思います。それは、市民が実際に動くためには自治会の組織を使わないと動けませんし、推進員が活動しづらいというのが現実だと思いますので、推進員が市民に指導しやすくするなど、そういうことは行政で時間をかけてやる問題で、今回の問題は、「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」という項目で留めておいてよいと思います。

(異議なし)

富所委員

「環境学習の推進」とした2つの重要施策の1つ目の自治会の連携は場の選定のことを念頭に置いており、2つ目の施設見学は方法を述べています。実際には環境学習を推進する場として一番大きいのは上の項目で示す教育の現場になりますが、学校を卒業された方や子どもが戻って来たら、その地域はコミュニティの場になり、地域の活動の中核は自治会や町内なので、ここでの自治会の連携は、そのような象徴的な意味ということも含めてとらえたほうがよいと骨子の案をまとめた者と思います。

5ページでは「廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化」と前回議論で改めていますが、今回は那須野委員からもいろいろご苦労のあるお話をいただいて、推進員が活動しやすい環境をどうやってつくるかも大きな課題で、自主的に活動していただくことが大事ですが、連携をするという意味では支援やお手伝いができるところもあるだろうということで、推進員には元気に本来の活動をしていただくためには、推進員が単に孤独な立場でやるのではないということだったと思います。ですから、当然のことながら自治会がバックアップするということもあり得るということで、そういう意味では5ページと6ページの連携は表裏一体のもので、環境学習の推進員とごみ減量の推進員という視点を変えてみればこうなるとに思います。皆さんが言われる基本的なところは共通していると今までの議論を伺って感じたところです。

立本会長

ここに書かれているように、「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」、「ごみ処理施設の見学の実施」はこのまま残して、今まで言われた色々な意見の詳細については、あとから作る説明文につけ加えさせていただくということでご了承願いたいと思います。

(異議なし)

立本会長

1つ提案として、「環境学習の推進」の欄に「空き缶回収機の設置」を入れたいと思います。小学生や一般の方も空き缶は集めたあと、回収機があればそこに持って行けると考えたのですが、いかがでしょうか。

小倉委員

「空き缶回収機の設置」ですが、野田市にはもう設置されておりますので、「増設」になさってはいかがかと思います。

小俣委員

設置されているが、非常に問題が多いと思います。まず回収量に対してコストがかかりすぎるということ。それから、回収機に出すとポイントがつくので、自分の家庭の空き缶を、わざわざ回収機に出している。落ちているものを拾って入れる形になっていない。わざわざコストをかけてやる必要はないだろうと思うわけです。以前設置した空き缶とペットボトルの回収機はポイントがつかないので市民にとってあまりメリットがなく評判がよくなかった。図書券や文具券などで市民にメリットが大きい回収機のほうに持って行くという形になっていました。メリットで回収量が変わるのでは、空き缶回収機を設置して回収する意味になりませんし、そういう意味でもコストパフォーマンスが低いので必要ないと思います。

千葉委員

空き缶回収機は増設をしていただきたいと思います。今、月1回しか資源回収で出すことができなくて、1度にとってもたくさんの量を集めていると思います。回収を月2回に増やせないのであれば、ポイントはいらないので、持って行く場所がほしいと思います。ですから「環境学習の推進」というわけではなく、空き缶回収の設置場所を作っていただけたらと思い、そういう意味でこの項目は「環境学習の推進」の下ではなくて違うところに持って行っていただけたらなと思います。

竹内委員

「空き缶回収機の設置」は必要と思います。特に、夏場は、空き缶に限らずペットボトルが非常に多く出ます。資源回収は月2回やっていますが、集積場からはみ出るぐらいにペットボトルと空き缶が出ています。気軽に持って行けるところがあれば、推進員の負担も小さくなると思います。推進員から夏場は大変だという声も聞いております。それと「環境学習の推進」に書かれていることが気になりました。「紙類の回収箱の設置」は「紙ごみのリサイクル」の項目でしたが、「空き缶回収機の設置」は「環境学習の推進」の項目にしているのはちょっと疑問符をつけておきます。

松島委員

空き缶といってもアルミ缶、スチール缶などいろいろありますが、野田市のごみ出し方に、「ごみ減量協力店一覧」があります。トレイ、牛乳パック、アルミ缶ほか十何品目あり、アルミ缶回収は協力店が26店あるのです。たいがいの大手スーパーや食料スーパーの入り口に回収機があるのです。基本的にはそこで買った商品の空いたものを入れることですが、協力店として野田市内に26カ所あるということです。だから日常的に回収できるところがあるので、あまりこだわる必要はないと思います。

空き缶回収機の収支を調べましたが、予算に換算してみると回収に10倍近くコストが掛かっているのではないのでしょうか。ですから空き缶回収機は撤去すべきだと思います。

大柴委員

空き缶回収機の設置ですが、機械である必要はないので「回収場所の増設」でお願いしたいと考えます。また、空き缶を持ち込むことが、「環境学習」とありますが、実際には、大人が処分するという意味で利用すると思いますので、「環境学習の推進」というより、3ページの「リサイクルの推進」に振り分けたほうがいいと思います。あと、メリットがあるところに捨てに行くということがありましたが、ポイントのようなメリットを廃止して設置場所を増やして資源回収を多く求めるようにしたらいいと思います。

江原委員

空き缶は、資源回収でやっていますので空き缶回収機は不要だと思います。先ほど、空き缶やペットボトルが多いということが出ましたが、多く出たほうが、自治会に市から補助金がキロ単位で出ており、最終的に自治会の運営費になるのでよいのです。月1回しか回収しないところは、皆さんのお話で月2回にすれば、回収機の設置は不要だと思います。

長南委員

学習ということで空き缶回収機とかを置くのであれば、例えば、子どもが朝学校へ向かう途中に拾って、学校でそういった施設（お金のかかる今設置されているような機械のイメージでない）があり、子どもが入れると花丸が1つももらえる仕組みでもつくればいいのかと思います。もし地域の方でお困りであれば、前回の紙のごみ同様、公共施設にそういう回収のネットや回収箱を置けばいいかと思います。そういうことで学習をするために必要ならば、学校教育の中に何らかの形で組み入れるのがいいのではないかと思います。

もう1つ、事務局に質問ですが、学校給食の生ごみ堆肥化を自校給食で行っているのは、何校中何校ぐらい置いてあるのかお分かりであれば教えていただきたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

学校給食の堆肥化について手元に資料はありませんが、約半分ぐらいの学校が堆肥化していると思っています。

富所委員

空き缶、ペットボトルは散乱ごみという視点から多くの自治体で問題になっているので、散乱ごみ対策ということに重点を置いた表現の仕方を、どこに入れるかということも大事ですので、それも含めて少し叩き台をまとめる作業をさせていただければと思います。

立本会長

それでは、設置をしたほうがいいという話と、ないほうがいいという話がありますので、ここでは「空き缶回収機の増設」、あるいは「設置」ということはなくします。最初に考えたのは、散乱ごみ対策で回収機があれば、子どもでも気軽に入れてくれないかという思いでしたが、コストが高いなどの意見も含めて、その文言は解説集に書かせていただくということでいかがでしょうか。

小倉委員

散乱ごみとなると、空き缶やペットボトルは環境教育や資源回収されますが、ペットボトルのフタも大切な資源ですので、会長のおっしゃることにプラスして書き込んでいただければと思います。

立本会長

それも含めて文書の中に組み込ませていただくということでご了承をお願いします。

(異議なし)

松島委員

私の提出した書面の「環境保全意識の普及啓発」に関する修正案の説明をいたします。横長の基本計画 - 骨子(案)で6ページの修正案を提出させてもらっています。3列になっている囲みの中が原案で矢印()が私の修正案です。

真ん中の列の「環境教育の推進」、「啓発活動の充実」とし原案の「環境学習の推進」、「啓発活動の充実」に入れました。

修正案ですが、原案の「学校給食の生ごみ堆肥化」は、すでに学校給食で堆肥化はかなりの学校でやっているのので「学校給食のごみ堆肥化の拡充」としていただけたらと思います。

原案の「環境美化を实践した児童・生徒への表彰制度」は、いきなり表彰制度というのが出てきて、これは事務局にあとで回答をもらいたいのですが、色々な施策のうえで表彰制度をやるような日常性があるか疑問です。それはさておいて、「児童・生徒による“もったいない運動”の促進」と柔らかく分かりやすい言葉が子どもにとってもいいかと思います。

次に、「副教本の充実」と「ごみ処理施設における環境教育の实践」は教育として同じことでくくって、「“野田市のごみ処理”授業の充実」としています。あえて「授業」という言葉で子供を対象に、野田市がどのようにごみ処理をしているか、広い意味で今やっていることを分かりやすく要点を取入れるとりいれるような、流れを副教本に盛り込み実際の教育に入れたらと思います。

次が原案で「環境学習の推進」は、環境学習では大ざっぱなので、現実性を持たせるために「“野田市のごみ処理”学習の推進(清掃工場の見学等)」として、「学習」という言葉で大人を対象としました。

原案の「広報・指導啓発の強化」と「ホームページ、分別シート等による啓発」は、もっと先の枝葉の項目ではないかと思うので、2つをくくって「広報事業の拡充」という文言にしたほうがすっきりすると思います。これは具体的には個々のごみ出しのマニュアルを改めて見直すとか、今回の審議会の発言を受けて改善されると思いますが、野田市のホームページのごみ行政に関するところも見直し等を広い意味を含めて「広報事業の拡充」という表現がシンプルではないかと思います。

「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」に(指導啓発の評価と調査活動)を付加しました。ここでいう「調査活動」は、いろんなごみの出し方について、例えば、コンポストをこれまで十数年で三千何機補助を出しています。それを数カ月前に事務局で聴き取り調査をしましたが、私の記憶では二十数%の回答率で、ちょっとどうかという質問項目もあったので、思い切ってコンポストやごみの出し方、先ほどの推進員と自治会員かどうかの掌握などを全市的に推進員と自治会が連携して、いろいろなデータを取る意味で実態調査をやっていく

必要があると思います。当然、全世帯はできないので、行政主導で 1,000 世帯とか 2,000 世帯とか一度やってみることが必要ではないかと感じています。

中ほどの列の下で「緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）」と原案にあります
が、清掃工場だけではなくて、「公共施設の壁面緑化等」と、広い意味で緑化の
推進の対象を少し広げていただけたらと思います。

立本会長

ただいまの松島委員のご提案につきまして、文言等の提案でございますが、
いかがでございましょう。

小俣委員

最初の「学校給食の生ごみの堆肥化」を「学校給食の生ごみ堆肥化の拡充」
にすると努力目標になってしまう恐れがあります。ですから、より強い言い方
として「堆肥化」で止めておいてよろしいかと思います。

それから、「副教本の充実」、「ごみ処理施設における環境教育の実践」という
は、2 つに分ける必要はないのではないかと思いますので、1 つにくくるほう
がよいと思います。

長南委員

松島委員の提案で、「啓発活動の充実」の中に、「廃棄物減量等推進員と自治
会の連携（指導啓発の強化と調査活動）」というものがありますが、これは原案
の「環境学習の推進」で「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」というのは、
環境学習を推進するために連携しましょうということで、項目が置かれている
と思います。そういう意味で、新たに調査をするということは、もうすでに前
に入っていますから、ここに改めて入れることはないと思います。

古橋委員

「環境美化を实践した児童・生徒への表彰」を「“もったいない運動”」にと
いうことですが、“環境美化”は“もったいない運動”と違って“花いっぱい運
動”とかも含まれるので、このままでよいかと思います。

立本会長

「緑化の推進」というところで、松島委員は公共施設の壁面緑化という提案
でしたが、ごみ処理基本計画なので、清掃工場としておいて、説明の中で併せ
て公共施設も将来努力というようなことは書けるかと思いますが、いかがでし
ょうか。

松島委員

重点項目は「環境保全意識の普及」ですが、「清掃工場の壁面緑化」はつながるものでしょうか。省エネ等の意味で緑化を考えていたので、清掃工場にこだわることなく、ほかの公共施設に拡充するべきという発想ですが、ごみ減量にこだわるのであれば、「清掃工場の壁面緑化」そのものが不要だと思いますがいかがでしょうか。

富所委員

「環境保全意識の普及啓発」に「清掃工場の壁面緑化」のテーマを入れている趣旨ですが、清掃工場をごみに関する教育の拠点にして、そこに集まれば環境について、清掃工場が単にごみを焼却して、余熱を利用しているだけではなく、環境に配慮しながら地域の拠点になっていることを象徴的に語らせるには、できる限りの環境保全対策を講じたほうがいいという趣旨です。

長南委員

例えば、公共下水道の処理場などにはビオトープみたいなものを作ったりします。要するに、ごみ処理のイメージだけではなく、環境教育の拠点として、市民が常に遊びに来るための一例として壁面緑化があり、「壁面緑化等」というのは他にもあるという趣旨でよいと思います。

石原委員

「児童・生徒への表彰制度」の件で、表彰の中身は議論していただくことにして、大人の不法投棄が絶えないため、子どもから親にそういうことでは困ると言える、そのような学校教育の現場で子どもたちに表彰制度というか、ご褒美をあげられたらいいと思います。

小室委員

事前に提出した意見に書いたように、表彰制度は不要ではないかと思います。各家庭で子どもを発信源に、ごみの処理に関することを広めていくようにあってほしいとは思いますが、今後、ごみの問題は日常生活に組み込んだものであってほしいという願いを込めて、特別なこととする表彰制度はいらないという意見を持っています。

長南委員

表彰制度ですが、例えば、年に1回市役所で教育長から表彰するのは大げさすぎだと思います。そうではなく、例えば、通学途中でごみを拾って学校の回収ボックスに入れるということは非常にいいことで、表彰制度というと大げさなイメージになりますが、いいことをしたらほめるということで、あとでその具体化の仕組みをつくれればいいと思います。ですから、項目は入れておいてい

いと思います。

小俣委員

表彰制度という言い方が堅いと思います。内容としては、もう少し軽く簡単な形で、例えば空き缶1つ拾って来たら花丸1つ、それが100個貯まったから教室で先生がほめてあげたとか、その程度でいいと思います。表彰制度という書き方をすると、大人の目につくことに対して意識が強くなってしまう気がするので、学校でその程度で行える柔らかい形にして、表彰制度の発想はいいのですが、書き方の問題かと思います。

石原委員

先ほどの私の意見は、表彰制度という文言ではなく、柔らかい言葉で別に考えて何らかのご褒美をあげるという意見に訂正させていただきます。

立本会長

表彰制度は、私の提案で文言は堅くなりましたが、子どもを育てるのにほめるというのは非常に大切だと思います。だから小さなことでも努力をして積み重ねてきた子どもはクラスで認める。例えば「空き缶をたくさん集めたで賞」「クラスで頑張ったで賞」とか、何かがほしいという思いなのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

鎌野委員

今言われたことの文言ですが「生徒への表彰等」ということで1つの例示をいたします。

古橋委員

小室委員が言われたことで気になりまして、市の管理する公園の隣に住んでいます、その公園で中学生や小学生が結構散らかして帰る。先日は、中学生が染髪した箱や袋を公園に捨てているので注意しましたが、反抗してくるのです。そういう現実からすると小室委員の認識は甘いかと思います。誰でも分かるマナーが欠落している子どもたちがたくさんいる実態があるので、表彰することの大切さを痛感していますので、ぜひやっていただきたいと思います。

立本会長

それでは幅を広げてとりあえず文言は、「表彰制度等の設立」として、「等」の中は柔らかいという意味合いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

富所委員

「啓発活動の充実」ですが、先ほどのいろんな意見を受けて「啓発手法の多様化」としてはどうかと思います。骨子案を最初にまとめたときは、行政による啓発活動をもう少し強化しようということが念頭にあり、その方法は「広報・指導啓発の強化」や市の公式ホームページを通じて啓発しようということでした。確かに「啓発活動の充実」の次の項目としてほかの項目と均衡が取れていないと思いまして、「啓発手法の多様化」として、例えばホームページにごみ減量リサイクルの広場みたいもので自由に意見交換ができるような場を設定するとか、紙ベースの専用のごみ減量リサイクルのペーパーを年に何回か発行するとか、色々な方法をひっくるめて「啓発活動の充実」を「啓発手法の多様化」に変えてはどうかという提案です。

もう1つ、「市民、事業者、行政の三者連携の推進」という新たな項目を設けてはいかがかと思います。事業系のごみの減量は、「ごみ減量・リサイクルの推進」として5ページに「事業系ごみの排出指導」があります。どうしても事業系ごみはごみ全体の3分の1を占めるので、どう対応するかが重要になります。それを事業者だけに任せるのではなく、市民と行政を合わせた三者が十分な議論を重ねたうえで事業者にも自主的な取り組みを促していくということです。具体的にイメージしているのは、三者による市民会議みたいなものを定例化して、それぞれのできることを提案あるいは推進し合うというようなことです。

立本会長

1つは「啓発活動の充実」を「啓発手法の多様化」に訂正で、もう1つは「市民、事業者、行政の三者連携の推進」を「環境保全意識の普及啓発」の項目の最後に追加する提案ですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

サブタイトルをどうするかという問題がありますが、この骨子案に対する解説文の原案を会長、副会長で作り、瀧委員、鎌野委員、恵委員に見ていただいで、審議会で示すということによろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それを第１案として文面化されたものを、審議会で意見等をいただいて訂正、加筆等をするということで、事務局に手伝ってもらおうと思いますが、そういう段取りにしたいと思います。

長南委員

段取りについてはいいと思いますが、その前に３ページの「指定袋無料配布数の見直し」に「ごみの有料化を含めた」と加えられています。確かに、ごみの有料化という議論も出ましたが、有料化に変わる形で無料の指定袋の枚数制限をやっており、それに収まるようにごみの減量や資源回収を行っており、特にごみの有料化を行わずにやってきた。しかも、それが野田市では非常にいい効果を生んでいるので、指定袋の枚数の見直しはあり得るが、有料化を加えると色々なハレーションが起こると思います。せっかく野田が今まで取り組んできたいい制度なので「ごみの有料化も含めた」と文言は入れていただきたくないと思います。

それとサブタイトルですが、「資源循環新時代ビジョン 野田」ということで、漢字にカタカナを入れてみましたが、簡単に考えた１つの案ということです。

松本委員

「ごみの有料化を含めた」という文言は入れてほしくないと同意見です。というのは、野田市では必要なごみ袋の枚数の８割程度に抑えて、各家庭でごみ減量を意識づけており効果を上げている。何枚でも関係なくお金を出せばごみが出せるという考え方になると、ごみ減量につながらない。ごみ減量の意識づけは、今のやり方がいいと考えております。

それから、意見は出し終わったので、項目の説明で加えていただきたいのですが、「環境教育の推進」や「啓発活動の充実」が出ましたが、子どもは親の真似をするという意味で、親がポイ捨てをすれば、子どももポイ捨てをしていくのではないかと思います。他市では、ポイ捨てをやめさせるような運動や禁止の条例もあります。狛江市では、河川でキャンプをしたときのごみが住民の苦情を招いて、キャンプができなくなっていたりしますが、そういう環境、美化、ごみの問題は、そういう大人の行為が子どもの悪い見本になっていると思います。その辺をどうするかどこかに書き込んでいただけないかと思います。

立本会長

了解いたしました。それを入れるかは審議会であとから判断するとして、趣旨としてはその旨を入れた方向で書きたいと思います。

江原委員

３ページの「ごみの有料化を含めた」は省いたほうがいいと思います。

2 ページの「ごみ減量による還元制度の見直し」は入れた趣旨が出てくると思うので骨子としては結構です。

2 ページの「水切り用具活用のためのモニター制度の検討」は「生ごみカラット」を消して「水切り」ということの検討なので結構だと思います。

4 ページの「リサイクル展示場の利用促進」は現在野田市でやっていますが、拡充するという案を含めてのことか説明していただきたいと思います。

それから、サブタイトルですがシンプルに「ごみ減量の考え方」でいいと考えております。

立本会長

それでは、「ごみの有料化を含めた」というところを削除することにいたします。よろしいですか。

(異議なし)

立本会長

骨子案 2 ページの重点施策のうち、「ごみ減量による還元制度の見直し」及び「リサイクル展示場の利用促進」は、ごみの出し方のパンフレットをよく読んでいるとそういうようなことが言えるのではないかと思い加筆しました。これについて、事務局に確認したところ、これは既にやっているとのことでした。これについて事務局から説明していただけますか。

環境部次長兼清掃計画課長

「リサイクル展示場の利用促進」については、市内から出された粗大ごみを収集しており、その中から電気製品は扱っておりませんが、家具を中心に市内の元の市役所のあったところの近くで展示して、無料で市民の皆さんにお配りしています。

「ごみ減量による還元制度の見直し」については、野田市は 1 世帯あたり年間 130 枚分の指定ごみ袋が交換できる券を配り、ごみ減量に協力していただきまして、例えば年間 100 枚しか使わなかったら 30 枚が余りますので、その世帯には、余った分に応じてトイレットペーパーで還元しているという制度です。この還元制度については市民の間でもいろいろと議論があり、その後ごみが減り、券をトイレットペーパーに取り換える人が増えてきたことから、2 年ぐらいい前にごみ処理券 10 枚分で 12 ロールの交換を、6 ロールに変更しました。ですからその制度のあり方そのものについて見直しがあるのだというふうにご理解ください。

立本会長

「ごみ減量による還元制度の見直し」及び「リサイクル展示場の利用促進」についてはいかがでしょうか。

江原委員

「ごみ減量による還元制度の見直し」については、「見直し」というよりも「ごみ減量の還元制度」で切るほうがいいのではないかと思います。「見直し」としたら指定袋の配布枚数を減らすなど、変えますよというニュアンスになると思います。今後解説集で説明が出てくるとと思いますので、そこで論議すれば骨子案としてはこれでいいのではないかと思います。

立本会長

「見直し」という言葉が必要かどうかについてはいかがでしょうか。

竹内委員

「ごみ減量による還元制度の見直し」ですけれども、この制度は市民から、ごみの不法投棄につながると言われている問題でもあり、今のトイレットペーパーに交換する制度は廃止すべきと思っております。「還元制度の廃止」と書いてしまうのはどうかと思うので、このまま「見直し」でいいのではないかと考えております。

それから、「リサイクル展示場の利用促進」ですが、現在のリサイクル展示場が、新清掃工場が建設になった場合、新清掃工場の中に作られるものではないかなと思っています。色々なところの新しい清掃工場に視察に行きましたら、たいがいその清掃工場の敷地の中にリサイクル展示場がございます。ですから新清掃工場の中にリサイクル展示場は作るけれども、それをもっと市民の方々にも利用してほしいとの思いで書いてあるのであれば、このままで結構だと思います。

立本会長

「リサイクル展示場の利用促進」の考え方は、そのとおりです。「見直し」については、これでいかがでしょうか。

(異議なし)

富所委員

成文化するときの参考にお伺いしたいのですが、指定袋無料配布数の見直しと、2ページにある還元制度の見直しは一体として考えておくべきものなのか、分けて考えるべきなのか、いかがでしょうか。

還元制度の見直しそのものは、指定袋がどのくらい余るかによります。指定

袋無料配布数の見直しはいつになるか分からないわけです。これから議会等で実際にこの計画を行政レベルの計画にしたときに、どういう取り扱いになるかが分かりません。還元制度の見直しと指定袋の見直しは別ものとして議論され、還元制度そのものをまず見直しましょうということもあり得るわけなので、審議会として還元制度と指定袋の配布数について一体のものとして考えるべきか、分けて考えるべきか、ご議論いただければと思います。

長南委員

この二つの制度は別ものとして取り扱っていただいていいと思います。無料の枚数が少なくなれば全部ごみ袋として使ってしまう、還元できなくなるわけですので、この二つはリンクしていると思うのです。

那須野委員

市民の意見を踏まえて、廃棄物減量等推進員の代表者会議で検討したときには、この二つは関連性があるということでした。またこれには、骨子案3ページの下の「持ち込み処理手数料の改定」が絡んでいます。指定袋を減らせましたとトイレットペーパーと交換に来て、一方では10kgまでは無料であるということで、ごみを直接持ち込んでいるのではないか。この辺が相当推進員の中でも検討されまして、持ち込みもやめようとしたのですが、それは市民サービスを損なうという意見もありました。では、トイレットペーパーの個数をまず減らすのが無難であろうということで、様子を見ようということになりました。

松本委員

指定袋無料配布数の見直し、還元制度の見直し、持ち込み処理手数料の改定は、それぞれともに関係あるのかなと思います。制度的にはそれぞれ違っていても、実態としては関係があると捉えていくべきではないかと思います。

ごみを減量して指定袋を余らせるというのは結構だと思うのですが、トイレットペーパー欲しさに穴を掘ってそこでごみを燃やしてしまうという話を聞きます。そうした場合、有害ガスが出る恐れもありますので、その辺も考えていかなければいけません。そういう不法投棄、不法燃焼をやめてもらうという立場から、三者が一緒に考えたらどうかと思います。

小俣委員

関係があるからといって、この骨子案の中に一緒に書いてしまうというのはちょっと乱暴な話だろうと思います。3つを関連させてしまうと、制度一つ一つが直しくにくくなってくるので、関連はあるけれども制度としては別々の書き方をされたほうがよろしいだろうと思います。

立本会長

われわれが原案をつくるときに、言われた意見を踏まえて、まず文章化してみますので、そのあとまた議論をいただくということによろしいですか。

(異議なし)

立本会長

次に、サブタイトルです。

富所委員

サブタイトルは、できるだけ市民の身近なもので、愛称のようなイメージで考えています。実際には行政がつくる一般廃棄物処理基本計画の中の名称ということになりますので、答申の段階では、例えばこういった愛称を検討することなどが答申の仕方になると思います。それ自体議論が盛り上がるのが大事でありますので、正月の最初ぐらいまでに皆さんで持ち寄って検討してはどうかと思います。

立本会長

「資源循環新時代ビジョン 野田」と「ごみ減量の考え方」の2つの案が出ています。また、富所委員からも正月の最初の審議会で議論をとの提案がございましたが、いかがでしょう。

長南委員

これはパブリックコメントにかける1月に、基本計画の素案とあわせてサブタイトルを公募するというところでどうでしょうか。

小倉委員

サブタイトルはできれば分かりやすく、そして皆さんが頑張ろうと思えるようなインパクトのあるものとし、公募したとしても、それですぐ決めるのではなく、この審議会にかけるということもお考えいただければと思います。

立本会長

事務局にお伺いいたしますけれども、今から公募するのは間に合いますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

審議会自体がかなり遅れており、年明けもやむを得ない状況になっています。基本計画の素案とサブタイトルをあわせてパブリックコメントにかけて、その結果を踏まえてまずは素案をご審議いただき、サブタイトルはその後でご審議

いただく形でお願いしたいと思います。

立本会長

サブタイトルは基本計画の素案のパブリックコメントのときに合わせてということにします。

それでは、3時30分まで休憩いたします。

(休憩)

立本会長

会議を再開させていただきます。

次に、骨子案2ページの一番上ですけれども、「市民・事業者・行政の協働による」というその下に「資源循環型社会への転換」と書いてありますが、これについては前回の審議会で「転換」を「さらなる推進」という案が出てまいりましたが、これはどういたしましょうか。

松島委員

「さらなる推進」は私が前回提案したのですが、もう10年前に現在の野田市の基本計画の市長の前書きで「循環型社会へ進む」ということをうたっており、現在進めているわけですから、「さらなる推進」とするべきだと思います。

立本会長

「循環型社会へのさらなる推進」としたいと思います。

次に、骨子案7ページ「(2) 減量目標とごみ量予測」というところですが、以前から、例えば長南委員が30%削減と提案をされてきました。こちらでも20%、30%というように、ごみの削減量を検討させていただきました。この議論に入る前に事務局から、改めて減量目標とごみ量予測について説明してください。

事務局(オブザーバー)

前回の添付資料の32ページですが、可燃ごみと可燃性粗大ごみをあわせて1人1日あたり何グラム出るかという原単位として減量化した場合、減量目標値に対してどれくらい減らすかというのを示した資料です。

平成22年度に対して、減量目標値を現状のまま、20%、30%、40%、50%と設定して、単純に減量化された場合に、例えば、30%を目標とすると、平成22年度が327.7g/人・日に対して平成28年度には274.1g/人・日、平成33年度には229.4g/人・日に減らしていけないと30%の削減にはつながらないということです。同様に33ページは不燃ごみ、34ページは可燃性ごみと不燃性ごみを合わせたもので示しています。また、35ページは現状の傾向から可燃ごみ、不燃ご

みの将来を推計した予測結果で、36 ページは資源ごみや剪定枝などについて現状の傾向から将来推計したものです。37 ページから 41 ページは、原単位（g/人・日）で示したものを、実際の排出量（t/年）で示したものです。これは原単位の 1 人 1 日あたり何グラムに 365 日、そのときの人口をかけて、グラムからトン単位に変換したものです。

立本会長

目標あるいは予測等は我々の方で考えたのですけれども、それについて富所委員から補足説明をしてもらいます。

富所委員

これから申し上げることは、目安となるものをどこに求めるかということです。それを参考にしながら、どのあたりの削減率を目標にするかという議論に入っていただく基礎になればと思います。

前回の資料の添付資料 8 ページに「循環型社会形成推進基本計画」の目標値が示されております。ページ中ほどの真ん中の棒グラフをみると 1 人 1 日あたりの家庭ごみの排出量を、基準年度の平成 12 年度から平成 27 年度までに 2 割削減をするというのがあります。このため、各自治体は、家庭ごみについて 2 割削減を目標にしながら、実際に行政施策を展開しています。これを基に、可燃性ごみの排出量は、添付資料 18 ページから平成 12 年度は家庭系と事業系を足して 587g/人・日となり、平成 22 年度までの実績値で 529g/人・日です。平成 12 年度から平成 22 年度で 10% 弱の削減という実績になります。

次に、添付資料 32 ページで 30% 削減を目標とした場合、平成 28 年度では収集と持込を合わせた可燃性ごみの量で 445g/人・日になりますが、この値は循環型社会形成推進基本計画に基づく 2 割削減と照らし合わせると、野田市において平成 12 年度の 587 g/人・日に対して、平成 28 年度は 1 年延びますが 445g/人・日は 25% ほどの削減となります。つまり、国の基本計画で示された数値の 2 割より 5 ポイントほど削減率が高いわけです。若干高いところに目標をおくという点では、ある程度整合性がとれており、理解を得られやすい数字ではないかということで、事務方で 30% 削減を目標にしてはどうかと考えました。

ちなみに、平成 22 年度から平成 28 年度までは 16% 減量しなければ 445g/人・日にはならないということで、平成 12 年度から 10 年間にわたって 10% 弱の減量を達成していますが、これからの 6 ～ 7 年は、今までよりもう少し厳しい減量目標を設定するということですが、全く実現不可能な数字ではないということで、30% 削減を念頭に置きながら議論を深めていただければと思います。

立本会長

これを考えるのには当初長南委員から 30% 削減という話が出たものですか

ら、その辺のことを中心に考えたのですが、数値的に見ますと、これからの数年はちょっと厳しいけれども、先ほどの「さらなる推進」をしてもらい、何とかできるのではないかなと考えたのですが、いかがでしょうか。

松島委員

本日ここに可燃ごみの段階的減量目標値案として提示させていただきました。提案の1は、第5回の審議会で決めたプロジェクトチームの名称ですが、今回「資源回収拡充のための」というのはカットされました。これはとても役割が大きく、多くの市民が参加する委員会であることを基本計画に盛り込んでもらいたいと思います。

提案の2は減量目標値設定についてであり、今議論しているテーマですが、目標値の設定は普通5年ぐらいに1回ですが、10年にもわたるものなので、もっと細かく2回設けて3段階で設定するぐらいの気持ちがあってもいいのではないかと思います。

資料の説明に入りますけれども、「基準値」資料6-2-1になりますが、収集ごみ、直接搬入ごみを合わせて可燃ごみとしました。「骨子案の減量の予測値」ですが、平成22年度から33年度までの可燃ごみの総排出量で7.2%となります。

「可燃ごみの減量目標値(案)」以降が私なりに検討した結果です。可燃ごみは大きく分けて、生ごみ、雑紙、そしてその他というように極めて大きく分けられると思います。雑紙といっても、前々回に古橋委員から提示があったように実は紙オムツは十何%占めていて、これは増える可能性があるということを知りまして、雑紙の2番の下に(紙オムツ)としました。

組成率は、生ごみが52.4%、雑紙が24.7%なのですが、紙オムツは大体推測すると4,000tぐらいだろうということで、11.5%はいわゆる紙オムツを除いた雑紙だということになります。生ごみと雑紙を100%除いた残り、すなわち布切れ、草木、ルール違反のプラスチック、ゴム、金属、その他などが22.9%です。それぞれ収集、搬入とまとめた30,300tが平成22年度の可燃ごみの総量です。

次のページ、組成別の可燃ごみの減量目標値ですが、4年後の平成26年度、7年後の平成29年度、10年後の平成33年度で設定してみました。目標を設定した年における削減率は、生ごみは5%、15%、25%、雑紙は20%、40%、70%と非常にアバウトですが設定しました。紙オムツは色々な自治体がトライしていますが、ほとんど手に負えない状態です。徐々に増えることは間違いないということで、5%増加、10%、15%と設定をしました。

資料では紙オムツの収集をゼロにしていますが、これを5%ずつ増加させると、4,200t、4,400t、4,600tとなり、各年の減量率は5.2%、20%、33%となります。

富所委員が提案なさった話については、残る不燃ごみ、あるいは粗大ごみのそれぞれの減量目標を設定した上で積算するほうが、結論だけを示すよりも、我々自身にとってもあるいは市民にとっても説得力があるのではないかと思います。

最後の「可燃ごみの減量目標値達成を目指して」は、読んでいただけたらと思いますが、その4番目のところですが、先ほど来の指定袋の見直し、還元制度を含めて、それ以上に紙の分別をするためには、紙入れ用の雑紙の入れ方を、ちり紙とかそういうものは別にして紙類は新聞入れに全部入れればよいと思います。そうしたら簡単に楽に資源ごみとして排出できます。そういうことを踏まえてごみ袋の見直しのことは検討項目に入れていただけたらと思います。

最後に、私が示した資料の2ページの組成別可燃ごみの減量目標値の表のごみを分別する世帯数目標ですが、現在の62,673世帯を減量目標値で割り算すると、4年後には3,000世帯余り、7年後には9,400世帯ぐらい、最後には15,000~16,000世帯となりますが、それぐらいの目標値を定めたほうがよいのではないかと思います。

立本会長

松島委員からは、組成ごとに数値を出した上で、全体的にどうかと考えるという手法の提案がありました。何か皆さんのほうでよい手法や、あるいはごみの削減率について、今出ているのは30%減量の話ですけれども、50%にしようとかというような案はございますか。

松島委員

非常に細かい提案ですが、30%、25%という高い目標値を設定していただいたことは、非常に歓迎すべきことだと思います。あとは私の示した手法でやると膨大な作業となり時間もかかるので、これはこれから審議をしていく中で、あるいは来年度の色々な並列的に何かの部会でやっていただければと思いますが、1つの積算の方法として、できるだけ採用していただきたいと思います。

長南委員

減量目標があって、その30%削減はどこをどのように減らすのか、そのための施策はどうなのかなどを私どもが市民に対してちゃんと説明できるようなものを、これから議論していくという理解でよろしいですね。

立本会長

そのように考えております。

古橋委員

先ほど富所委員が提案した年ごとに減っていくというカーブはよく分かるし、そうすべきなんですけれども、10年前、20年前の10%減とこれから10年後、20年後の10%減とは全然難易度が違うわけです。全く想定外のことに取り組まなければいけない。紙オムツがいい例なわけで、全国でゴミ減量の先駆けになっている自治体はそういうことに取り組まざるを得ないわけで、その覚悟を持たなければいけないという認識を感じているところです。そんなことまでやるのかということに取り組まないと、多分今言われたような数値は達成できないだろうと思います。

片や不法投棄という実態があるわけです。以前、ごみの有料化という提案をしましたけれども、従来のように足して2で割ってうまくやろうという感覚ではだめだということです。それから専門委員会とかプロジェクトチームをつくることの必要性、必然性を感じています。

松島委員

先ほどごみの組成による積算の表を示しましたが、これはなぜかという、具体的に4年後には5.2%、7年後には20%、10年後には33%、これは当然のことで焼却量、焼却費用、焼却形式だとか色々なことに影響してくるんです。例えば、三ツ堀と関宿クリーンセンターの現在のトラック搬入量が平成22年度は78,000回になっているわけで、可燃ゴミを減らすということは、搬入の費用、回数とか騒音などいろいろな環境にも影響するということも改めて認識していただきたいと思います。

立本会長

社会の状況がどうあるかによって、ごみの減量は難しいけれども、目標として何らかを示さなければなりません。先ほど富所委員が話をしたように、ある程度の数値を基に計算をして、向こう5～6年で16%は難しいかということもずいぶん考えましたが、新たな基本計画の中でやるわけですから、30%は難しいけれどもいけるのではないかというのが今日、我々が示した案でございます。

当然、そこに至る過程には、説明の中で組成をいろいろ解析してこういう方法もある、あるいはこういう方法もあるよというようなことは残しておかないといけないと思います。

瀧委員

松島委員のこれは非常に適切な評価だろうというふうに思っております。

お伺いしたいのは、まず1つはほかに増えるものはないんだろうかということです。直近で考えられるのは紙オムツの話で、4年後に5%、7年後に10%、11年後に15%増えるというこの根拠は人口の増減に、あるいは世帯の年齢構成を勘案した形でのパーセンテージなのか、そういうきちとしたバックボーン

があるのかどうかです。せっかくコンサルがいらしているんですから、コンサルにこれをお渡しして、こういう考え方でもう一度予測してもらうという形はいかがでしょうか。

松島委員

紙オムツについては、生ごみよりはるかに量を測定するのはすごく難しいと思います。データもつかみようがないので、私の個人的な生活環境を含めてファジーに5%、10%、15%としました。野田市におけるもっと細かい数値が手立てになると思って、清掃計画の事務局に調べてもらいました。参考までに言いますと、野田市では今年から2歳以下の新生児、身体障がい者とか介護を申請する人には、オムツではなく可燃ごみの袋を全部で52,680枚無料で支給しています。この支給枚数は1つの目安になるのではないかなと思います。それを実測値でできたらもっと市民に対して説得力がある数値が提示できるのではないかと思います。

江原委員

ごみ減量の目標値を決めることは大切ですが、何を減らせて何が増えるのかというのをある程度予測していかないといけない。

確かに焼却場全体のごみの量が減れば、システムは小さくなって公害の問題とか選定した場所を説明するにはいいかもしれませんが、現実的にどうなのか、そこがまず焦点だと思うんです。これをどれだけ減らす、これがどれだけ増えるというのは、野田市の動きや、ごみを出す人の年齢にもよるので、その数値をある程度出さないとならないが、これは簡単に出せる問題ではないと思っています。この審議会のメンバーだけでそろえるといったら至難の業です。ですから目標値を入れるかどうか、これは会長考えてください。

富所委員

一般廃棄物処理基本計画には減量数値を具体的に入れなければいけないので、これは法律上の義務ですので入れます。それからあくまでも目標ですので、もちろんその目標が実現の可能性がなければ論外なのですが、今までの実績プラスさらなる努力、まさに「さらなる推進」ですが、それによってもう少し上乗せをしようということでもあります。そういった目標があって初めてその減量施策が具体化していくわけですし、また優先順位も決まってくるということです。

長年の経験では、ごみ量の予測が当たった例はありません。そのぐらいにごみというのは生活様式、あるいは経済の状況などにも大きく左右されるわけです。しかし、どこでもごみ半減計画とかいろいろなことをやって、その目標のためにあらゆる施策を集中してやるということで成果を實際上げています。ま

してや新清掃工場の規模に大きくかかわるわけです。まだまだ迷惑施設という発想の中で、まず市民が自ら努力をして、そういう努力の上でどうしても出てくるごみを何とかしましょう、だからみんなで考えましょうということではいけません。ここで時間を掛けて下から積み上げてやるのではなく、実現可能性のある数字をきちんと示すというのが審議会の大きな法律上求められた役割だということを認識し、議論を深めていけたらと思っております。

立本会長

私たちも検討の中で、30%というのは大変だという思いでしたが、法律的には数値は出さなければいけない。積み重ねという形でいくと時間的な問題もある中で、以前に長南委員が30%削減ということを言われており、富所委員からも述べていただきましたけれども、とりあえず30%削減を目標として審議会ではそれを決めた裏付けはこうですよ、というような中で進めていただければというのが希望です。まだ、決定ではございませんが、われわれ作った側とするとそういう意味を込めてここに表わしたわけでございます。

松島委員のおっしゃられた組成で積み重ねてやる方法も、それは解説の中で述べていきたいと思っております。

小倉委員

今回の新清掃工場というものが、この目標値で決定してくると思いますので、やはり目標値は必要だと思います。ただ、市民の協力となると、言われている目標値だけでは市民には具体的に分かりませんので、30%という数値に対して、市民がどのように削減をしていかなきゃいけないのかということを理解をしていただけるように、私たち委員で細かく決めないと協力は得られないと思います。市民の協力といっても、今でも厳しい方、きちっとされる方、中間的な方いろいろなありますので、ごみ座談会などそういった形でも進めていかないと目標倒れに終わることになると思います。

立本会長

市民の周知徹底を図らないといけないということで、委員の皆さんの協力はもちろんのこと、最初は厳しいけれども市民の皆が協力して、最終的に30%に到達したというような結果になればと思います。あるいは最終年度に32%になるかもしれないし、あるいは25%でも今よりもさらなる前進があって、その結果、目標の30%削減を5%割って25%になったのなら、その次の10年計画で皆さんに努力をしてもらい発展してもらえたらという思いで数値を出しているのですけれども、いかがでしょうか。

江原委員

国の循環型社会形成推進基本計画でいくと、平成 12 年度を基準にして約 15 年で 20%減です。この平成 12 年度ぐらいからだったらかなり落せたと思うのです。平成 22 年度から 30%減といったらそれは並大抵ではない。目標に持つのはいいけれども、その根拠を明示できるかどうかだと思いますので、今は 30%減に賛成とは言えません。

富所委員

国の計画は平成 12 年度比で平成 27 年度が目標年度です。先ほど説明したのはそれを念頭に置いて、厳密に言えば生活系のごみということなのでイコールではないのですけれども、野田市は中小企業が多いので事業系も家庭系と同程度として、家庭系と 1 つにまとめて申し上げました。

その上で平成 12 年度が 587g、そして平成 28 年度、国は平成 27 年度が目標年度ですけれども、1 年先延ばしした平成 28 年度の段階で見ますと 25%の減量ということであります。ですから国の循環型社会基本計画の 20%削減とそれほど大きな開きではない。それより 5 ポイント努力をすれば国の立てた計画にも見合うということで申し上げました。

ですから、それから先のことは確かにだんだん厳しくなるということでありまうけれども、あくまでもどこに目安を置くかということであれば、平成 28 年度の段階で考えたときには 3 割削減を、最終の平成 33 年度を目標に考えたときの 30%削減はある程度妥当性があるだろうという意味です。

瀧委員

富所委員の話は平均的な話で、野田市は平均的な話よりも相当進んでいるという認識を持っています。皆さんが心配されているように年度が進むにしたがって本当に 30%削減できるか。野田市は、だいぶ限界に近付いているのではないかと、なおかつ人口が増えるあるいは増えなくても生活のパターンが都市化してくると、敷地内で処理しきれなくなるということも起こると思います。

そこで先ほどの紙オムツの話ですが、減るものと増えるものを精査して、ごみがどのように減っていくか、燃焼部分のカロリーがどのように変わるのかを見ておかないと、最終的に焼却の機種を選定まで及ぶと思います。

そういうわけで、富所委員の示した 30%と、松島委員の 33%の話はそんなに現実離れした話ではないと思いますが、中身が少し変わる可能性があると思います。カロリー数の話なので、コンサルできちとした計算をやっていただければと思います。

松島委員

私は可燃ごみだけを言っており、富所委員は可燃だけでなく不燃も含めたすべての目標値なので、ちょっとレベルが違うと思います。念のため認識してい

ただければと思います。

長南委員

3 Rでだいぶ長く議論しました。その中で野田市の可燃ごみの組成は紙や生ごみが多い、だから紙の回収を上げ、生ごみは何とか堆肥化やその他いい形でリサイクルすれば、ごみは確実に減るという認識が統一されたと思います。あとは施策として具体的にどうするのかです。

確かに野田市は近隣市でも減量に皆さん協力をしていますが、それでも可燃ごみの組成を見るとそういう実態があるので、それを具体的にどうやってリサイクルに回せるかですから、そういう意味で目標はきちんと30%なら30%と掲げて、ごみの組成から見てリサイクルに回すなどの施策を積み上げれば、絞れると思います。また、そういったことをきちんと議論して、新しい清掃工場のごみ処理システムを構想するのが、この審議会の役割だと思いますので、大変かもしれないが、頑張ってみようかということによろしいのではないのでしょうか。

江原委員

野田全体で見ますと平成12年度から平成22年度で約10%の減量です。平成22年度から30%の減量が妥当ということでしょうか。

長南委員

指定袋制度を導入したときに30%削減し、そのあと少し大きく減ったのは合併して旧関宿の住民の協力で、そこでまた下がったということです。つまり、そういう意味で、野田市は指定袋制度導入以降、新しい施策に具体的な手を打ってきていないわけです。ですから今度の10年間ではもっと可燃ごみの中からリサイクルに回す、そういうシステムをつくりましょう。ということを議論しているわけですから、もちろん市民の協力が前提ですが、新たな施策に減量できる。この10年間の減量が10%足らずだから、今後大変だということではなくて、例えば30%減らすためにこういう具体的な手を打ちましょうということをやっていけばいいかと思います。

富所委員

こだわるわけではありませんが、この審議会がごみ減量、リサイクルについて認識を改める場という、本来の最初の見えない役割は果たしつつあると思っています。

この審議会の答申を受けて、市が少なくとも平成28年度までの5年間は最重点施策として、ごみ減量・リサイクルに取り組むことで初めて実現できると思っています。そのためには、予算やプロジェクトチームだけでは十分ではあ

りません。市民と事業者が一緒に手を携えて全体の取り組みの形を作っていけるかどうかだと思います。ごみ減量施策は進んでいた自治体も今では遅れている自治体になっていて、当初遅れていた自治体が最先端をいっているのがごみ減量、リサイクルの今の状況です。野田市が引き続きトップランナーであるために、それだけの努力が必要であることは確かですが、ごみ減量、リサイクルが市の最重点施策の項目であることを市を挙げて、市民、行政とともにできるかということ、その辺をいかに答申の中に書き込めるかということに関わっているかと思っております。

知久委員

減量目標値ですから、達成するのに越したことはないのです。あくまでも目標だから、15%がどうした 30%がどうしたとあまりこだわることはないと思います。現実には、生活様式が大きく変わったりするし、例えば、昔は皿で出していた魚屋が今はトレイです。八百屋もそうです。それがごみになって出てくるわけです。そういう扱いやすくなっていくわけですから、それがごみになってくるわけです。だから目標値の値にあまり固執しても仕方がないと思います。それで決めた値に向かって進めばいいんです。

立本会長

とりあえず先ほど富所委員が言ったように 30%である程度できだろうと、ただ、そのためには市民の相当な努力を踏まえている。平成12年は587g/人・日が平成22年度は522g/人・日に減って、平成28年度は445g/人・日に減らす。平成22年度から平成28年度までは厳しいけれども頑張ってもらおうではないかという思いで案として30%を示したのです。

もし認めてもらうならば、あとでどういう手法、あるいは目標値を決めるには組成ごとに決める方法、あるいは問題点として紙オムツの問題、いろいろな周知徹底が今まで不十分だったことを施策上でどうすればいいかということを書かせていただいて、できるなら30%で了解してもらえればありがたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

古橋委員

異議なしの声が出たところで申し訳ないのですが、今後の減量は非常に難しいという話をしているわけです。ごみ減量に対しては、河川の源流でいうメーカーや流通への働きかけは避けられないし、そういうことも審議会の提言の中に盛り込んでいいと思います。経済産業省が腰を上げ、メーカーサイドに到達するような提言の仕方を一地方自治体が言う問題ではないかもしれませんが、

今回のごみ減量の提言のところに組み込んでいただきたいと思います。

立本会長

骨子案の中には「グリーン購入の推進」を言いながら、そのところは言っていないので、今回はそのことも併せて野田市から意見が発信できるように文章を書かせていただきます。そのときにさらなる加筆、訂正等をいただきたいと思います。以上でよろしいでございますか。

(異議なし)

3 閉会

立本会長

残りはまた次回ということで、第7回の審議会の議事録署名人は大柴由紀委員と高梨守委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次回については事務局から説明をお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

12月17日午後1時からこの場所ということで、次回は、先ほど会長のほうでこの骨子案に肉付けをしたものを出していただくということで、基本的には素案という形で出させていただきたいと思います。

本日、基本計画の施策の推進体制のところはまだ議論がされていませんが、もしよろしければ肉付けした素案という形で議論ということで資料を用意させていただきます。

立本会長

施策につきましては、私のほうで富所職務代理、鎌野委員、瀧委員、恵委員で素案を作り、事務局と文書のやり取りをして、皆さんに示して決めさせてもらうということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

立本会長

はい、ありがとうございました。以上で今日の審議等はすべて終わりましたので、これでお開きにいたしたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。